

検討の前提とする道州制の基本的な考え方  
及び税財政制度の検討の方向性について

1 検討の前提とする道州制の基本的な考え方

(国と地方の役割分担等)

国の役割を、外交、防衛等、国が本来果たすべき役割に限定し、内政に関する事項については、原則として地方の役割とする。

地方の役割とされたものについては、地方が決定権を持ち、企画立案から執行までを一貫して地方が行う。

地方の自立的な運営を裏付ける税財政制度を構築する。

- ア 国と地方の役割分担を明確にする。地方の役割とされた事項については、州又は市町村が責任をもって担い、国（市町村にあつては国又は州）の関与を受けないことを基本とする。
- イ 国と地方の役割分担については、地方を優先する。  
州と市町村の役割分担については、市町村を優先する。
- ウ 単に、規模が大き、州の区域を越えるなどといった理由で、内政に関する事項を、国の役割とすることはしない。
- エ 国の役割については、法律で限定的に列挙する。
- オ 国の役割とされたものについては、国が直接企画立案、執行することを基本とする。行政サービスの質の確保や効率性の観点から、必要最小限の範囲で地方に委託して実施することは考えられる。（例：戸籍、旅券、国政選挙など、市町村の住民登録、地方選挙などに関連する事務）
- カ 地方の役割とされた事項について法令を定める場合は、その内容は基本的事項にとどめ、具体的な内容については地方の条例に委ねる。
- キ 地方の役割に見合った地方税収を確保するため、税体系を抜本的に見直すとともに、国から地方への大幅な税源移譲を行う。  
また、税源移譲に伴う地方税の偏在を是正するため、新たな地方間の財政調整のしくみを構築する。

( 州内の行財政制度のあり方 )

州内の地方自治制度、選挙制度、州と市町村の役割分担等は、それぞれの州において定める。

州内市町村の安定的な財政運営を確保するための方策は、それぞれの州において定める。

- ア 地方の役割とされた事項のうち、州の役割とするものについては、市町村優先の原則に基づき、州と州内の市町村が協議のうえ定めることとし、州の役割とすることにされた事項については、各州の条例で定め、それ以外の事項については市町村の役割とする。
- イ 市町村の役割とされた事項について、州は条例により基準等を定めることができるが、その内容は基本的事項にとどめ、具体的な内容については広く市町村の条例に委ねる。
- ウ 市町村の役割とされた事項に関する事務の補完は、市町村の組合で行うか、近隣の市町村への委託を基本とする。
- エ 州内のことは州内で決めるという観点から、市町村間の財政調整の方法については、州と州内の市町村が協議して決める。

( 全国的な統一性の確保 )

内政分野に係る全国的な統一性の確保は、一次的には州が担う責務とする。内政分野に係るものも含め、対外交渉は国が一元的に担う。

- ア 単に、規模が大きい、州の区域を越えるなどといった理由で、内政に関する事項を、国の役割とすることはない。(再掲)
- イ 地方の役割とされた事項について法令を定める場合は、その内容は基本的事項にとどめ、具体的な内容については地方の条例に委ねる。(再掲)
- ウ 地方の役割に関わるものであっても、通商交渉、漁業交渉、地球温暖化対策の国際交渉などについての意思決定は国が行う。

## 2 税財政制度の検討の方向性

### (1) 税源移譲

道州制においては、道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない。

地方の役割に見合った地方税収を確保するとともに、自立性が高く偏在性の少ない地方税体系を構築するため、国と地方の税源配分を抜本的に見直し、国から地方への大幅な税源移譲を行う。

### (2) 財政調整

国から地方への税源移譲とそれに伴う税源の偏在是正は不可分であり、道州制においても、地方自治体の歳入を一定程度均等化するための財政調整が不可欠である。

このため、地方自治体間の人口、人口規模、面積などの違いを考慮して、自治体間の公平性を確保するための新たな財政調整システムを構築する。

ただし、国の地方に対する義務付けや関与をなくす（少なくとも大幅に縮小する）ことや、国から地方への大幅な税源移譲を行うことから、財政面における国の関与は大幅に縮小することになる。